

東弁23年人第218号

2011年10月19日

府中刑務所
所 長 横 尾 邦 彦 殿

東京弁護士会
会 長 竹 之 内 明

人権侵害救済申立事件について（警告）

当会は、申立人A氏からの人権救済申立事件について、当会人権擁護委員会の調査の結果、貴所に対し、下記の通り警告をいたします。

言 己

第一 警告の趣旨

申立人が、民事訴訟に証拠として提出するために、自己の所持するノートの宅下げを貴所に願い出た際、貴所の職員が、ノート中の貴所職員の名前の記載を申立人が塗抹しない限りその宅下げに応じなかった行為は、申立人の立証活動を不当に制約するものとして申立人の裁判を受ける権利を侵害するものです。

よって今後、被収容者が訴訟の立証活動に用いるために文書の宅下げを願い出た場合、その文書内容の塗抹を宅下げの条件としないよう、警告いたします。

第二 警告の理由

別紙の通り。

以 上

別紙

一 認定した事実

- 1 申立人は、2007（平成19）年6月6日頃、東京地方裁判所八王子支部に対し、相手方職員の申立人に対する行為が名誉毀損にあたる等の内容の、相手方の所長を被告とした民事訴訟（以下「本件訴訟」という。）を提起した。
- 2 同年8月頃、申立人は、“本件訴訟の証拠として提出するため”との理由を示した上で、自身が日記として使用し事実の経過が記載されたノートにつき、相手方に対し、申立人の家族宛て郵送による宅下げの願い出をした。
- 3 2の願い出に対し相手方の職員は、ノートに担当職員の名字の記載があるためその部分を黒く塗抹しなければ宅下げは認められない、と申立人に回答した。
- 4 3の回答に対し申立人は、名前部分を塗抹しては証拠としての意味がなくなるため、2の願い出を一旦取り下げた。
- 5 2008（平成20）年5月ころ、申立人は、このままでは裁判所にノートを証拠提出できないと考え、担当職員の名前の記載されている部分を黒色ボールペンで塗抹した上でノートの宅下げをし、そのノートのコピーを証拠として裁判所に提出した。

二 判断

- 1 憲法32条は、すべての人に対し裁判を受ける権利を保障している。
憲法が各種の基本的人権の保障を宣明した上にかかる規定をあえて設けていることからすると、裁判を受ける権利は、個人の基本的人権の保障を実効化する役割を担ったものと位置づけられる。
とすれば、ここで保障されている裁判を受ける権利は、単に“裁判所が裁判をする”という手続があれば足りるとするものではなく、紛争の公正な解決に適した手続をすべての者に保障しているものと解される。
これを裁判における不可欠の要素である事実認定についてみれば、事実認定の資料として中核をなすのは証拠であり、とすれば、裁判を受ける権利の内容には、当事者の立証活動が不当な制約を受けないことも含まれると解される。
- 2 以上を前提として本件につき判断する。
一 3の認定によれば、相手方職員は、申立人が訴訟に証拠として提出すべくノートの宅下げをしようとした際、それが訴訟上証拠として用いられることを知りながら、ノートの内容の塗抹を条件としなければ宅下

げに応じなかったものである。

相手方職員のかかる行為は、申立人に対し、事実認定の中核たる証拠に変更を加えることを余儀なくさせるものであって、裁判所の事実認定を誤らせる危険性を生じさせるという意味において、申立人の立証活動に対する著しい制約である。

他方、職員の氏名の記載されたノート在宅下げに応じない理由は必ずしも明らかではないが、少なくとも、訴訟に提出する書面につき職員の氏名が記載されていることが何らかの弊害を生じさせることは観念し難い。

本件ノートは、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第133条に記載の「受刑者が…作成した文書図画（信書を除く。）…」に該当する。そして、当該ノートを他の者に交付することを受刑者が申請した場合、刑事施設の長は、同条に基づき、「受刑者が発する信書に準じて検査その他の措置を執ることができる。」とされている。

同法に基づき、相手方が、本件ノートに記載された内容を理由として、その交付を差し止め、又はその該当箇所を削除し、若しくは抹消することができる場合は、以下の場合に限られる（同法133条、129条1項）。

- 一 暗号の使用その他の理由によって、刑事施設の職員が理解できない内容の者であるとき。
- 二 発受によって、刑罰法令に触れることとなり、又は刑罰法令に触れる結果を生ずるおそれがあるとき。
- 三 発受によって、刑事施設の規律及び秩序を害する結果を生ずるおそれがあるとき。
- 四 威迫にわたる記述又は明らかな虚偽の記述があるため、受信者を著しく不安にさせ、又は受信者に損害を被らせるおそれがあるとき。
- 五 受信者を著しく侮辱する記述があるとき。
- 六 発受によって、受刑者の矯正処遇の適切な実施に支障を生ずるおそれがあるとき。

相手方の回答によれば、相手方においては、その運用として、受刑者が使用するノートに他の受刑者や刑務所職員の氏名が記載されている場合、宅下げは認めていない、名字だけの記載であっても同様である、とのことである。

しかしながら、受刑者は、本来、自身のノートにいかなる記載を行うことも自由である。法律上、この自由を制約できるのは、そのノートの内容を個別的に考慮して上記6つの要件に該当する場合に限られる。

すなわち、職員の氏名が記載されていれば一律にノート of 交付を禁止するという相手方の運用は、法律で認められた以上の過度の人権制約を受刑者に課すものであり、絶対に許されるものではない。

以上よりすれば、証拠提出のためのノート of 宅下げに塗抹を条件とすることは、特段の弊害が想定されないにも拘わらず申立人の立証活動を著しく制約し、本来的に自由であるべき申立人のノート記載にも制約を課するものであって、かかる制約は著しく不当であるといわざるを得ない。

とすると、相手方職員の上記の行為は、申立人の立証活動に対する著しく不当な制約にあたり、申立人の裁判を受ける権利を侵害するものであるといわざるを得ない。

三 結語

よって第一記載の通り警告をする次第である。

以 上